

より良い環境を次世代に引き継ぐために

- 協働で取り組む八王子の環境政策 -

環境部環境政策課

はじめに

八王子は高尾山や陣馬山に代表される山々や多摩・加住の丘陵地、そしてそれらを源流とした浅川や谷地川、大栗川など16の河川が流れる水と緑に恵まれたまちである。面積186 km²の広大な市



紅葉で色づく高尾山

域に、53万余の市民が生活する都市機能が集積した大都市でありながら、身近に共存しているこの豊かな自然環境は私たちの大きな財産となっている。

平成17年度の市政世論調査によれば、約9割の人が八王子に住み続けたいと思っており、その理由のトップに、「みどりが多く、自然に恵まれている」ことがあげられ、多くの人が八王子の自然を実感し生活している。

しかし、この豊かな自然も何もしなければ失われてしまうことになりかねない。生活排水による河川の汚れや自動車による大気汚染、廃棄物の増大、みどりの減少など、多くの環境問題への積極的な対応が、今、求められている。

1. 概要

(1) 環境政策の歩み

21世紀の初頭、2001(平成13)年を本市の環境元年と位置付けてから早や5年が経過し、この間に基盤となる環境施策が展開された。

まず始めに手掛けたのが、「環境基本条例」の制定(平成13年)である。市民・事業者と市が協働して環境保全に取り組むためのしくみを明らかにし、本市独自の特色ある条例と

して制定した。そして、次に取り組んだのが「環境基本計画」の策定(平成16年3月)である。条例で自発的に地域の環境保全活動を推進する組織として位置付けられた「環境市民会議」と協働して、本市における環境保全施策について市民・事業者の取り組みと市の施策を総合化し、計画的・重点的に推進するプログラムを盛り込んだ。

計画策定後、平成16年10月にはごみ減量施策として「指定収集袋制度」によるごみ収集の有料化をスタートし、ごみ減量32%を達成。翌17年3月には、緑地保全策として「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定し、失われつつある市街地のみどりを新たな制度により確保することとした。また、この新条例の施行に先立ち、開発により失われようとしている4つの緑地を公有化するため、その資金調達を目的に「八王子みどり市民債」を本市で初めて発行した。市民のみどりの保全に対する強い思いから、10億円の発行予定に対し、実に9倍近い応募があった。

この他、水循環施策として同年12月には雨水浸透施設の設置補助制度がスタートし、地下水の涵養や湧水の保全とともに、八王子の母なる川「浅川」の水量復活に向けて、第一歩を踏み出した。

(2) 市民との協働による環境政策の展開

今日の環境問題は、かつての局地的な公害問題とは異なり、私たちの日常生活や通常の事業活動が地球温暖化の原因の一つとなるなど、影響範囲は今や地球規模にも及んでいる。その一番の特徴は、被害者・加害者の区分が混在しており、私たちもまた環境問題を起こしている張本人であるということである。こういった問題は、これまでの行政の規制的措施では解決できず、市民・事業者の自発的・積極的な活動が不可欠となっている。

「Think globally, act locally(地球規模

で考えて、身近なところで行動しよう)」。これは アメリカの経済学者ヘイゼル・ヘンダーソンによる有名な言葉である。つまり、現在起きている環境問題を解決する第一歩として一人ひとりが環境問題を意識し、できることから始める努力をしなければならない。そして、効果的に環境保全活動を推進していくために、市民・事業者と市が協働し一体となって取り組むことが重要であることを説いている。

本稿は、本市が21世紀の環境問題に対処し、次世代へより良い環境を引き継ぐため、これまで歩んできた環境政策について、「市民・事業者との協働」という視点で取りまとめた。

2. 特色ある環境基本条例の制定

(1) 条例制定の経過

より良い環境を次世代に引き継いでいくためには、市民の自発的・積極的な環境保全活動が不可欠であることから、多くの市民参画を得て、平成13年4月、条例制定に着手した。

まず始めに、環境に関する基本的な問題や今後の環境行政の方向性など、盛り込むべき内容について検討するため、市民、事業者及び学識経験者15名からなる「環境基本問題検討会」を設置した。構成員の3分の1を公募市民とし、会議を公開し、議事録をホームページに掲載することで、より多くの市民に開かれた条例づくりを心がけた。また、広報紙や市政世論調査で市民意見を募集したところ、延べ492名、実に1,265件もの声が寄せられ、提言書に反映させることができた。



市街地内の貴重なみどり

(2) 提言の内容

10回に及ぶ会議を経て取りまとめられた提言書では、条例制定にあたっての留意事項として、第1に行政の行う全ての施策を環境の視点から捉えること、第2に本市の持つ豊かな自然環境の保全に力を注ぐこと、そして、条例の特色となる八王子方式の地域環境改善システムを構築することの3点が打ち出された。この提言を受け、庁内関係部署による庁内検討会議を設置し、関係条例や関連事務事業との整合を図りながら条例案の検討を進め、平成13年12月の第4回市議会定例会において、全会一致で条例案は可決された。

(3) 条例の具体的な内容

環境基本問題検討会の提言を踏まえ、市と市民・事業者が連携して環境を保全し、回復し、創造するという基本的な考え方に立ち、それぞれの責務・役割および取り組みの基本的事項を定めるとともにそのしくみをこの条例で明らかにした。

主な内容として、

環境基本計画の策定や環境白書の発行及び市の環境の保全等に関する基本的施策、環境審議会の設置など施策の推進体制に関すること

市民及び事業者が、自主的に取り組む環境保全等の基礎的な活動区域として6つの環境保全推進地区を設定し、それぞれの地区に環境市民会議を置くことができることの明記及び市の支援策に関すること

市の施策と市民及び事業者の活動とを調整する組織として環境推進会議の設置に関すること

市民及び事業者自らの環境学習等への努力義務及び市による大学との連携、人材の育成、生涯学習の場における環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供に関すること

などを規定し、市及び市民・事業者との協働による環境保全の推進を、具体的に位置付けた。

3. 市民参画による環境基本計画の策定

(1) 計画策定の手法

八王子市環境基本計画は、上記環境基本条例に基づき、平成16年3月に策定した。計画の対象期間は、平成16年度を初年度とした10年間(目標年度平成25年度)である。計画を策定するにあたっての大きなテーマは、市民・事業者と協働で策定することであった。市民・事業者側として、6地区の環境市民会議による行動計画の検討がはじまり、市は調整役(オブザーバー)として、各地区の環境市民会議の会議に出席し、経過を見守った。

一方、市側は庁内組織として「庁内環境調整委員会」を設置し、市の取り組みの方向を検討した。

さらに市民・事業者側の計画と市の施策をすり合わせるため、両者の代表で構成する「環境推進会議」を19回にわたり開催し、計画全体を作りあげていった。平成15年12月、環境基本計画の素案を公表。広く市民・事業者意見募集を行った結果、418件の意見が寄せられた。

その後、市民意見を反映した計画の原案を作成し、学識経験者等で構成される「八王子市環境審議会」での5回にわたる審議を経て、最終的な策定となったのである。

(2) 計画の特徴

八王子市環境基本計画の特徴は、前述の策定経過からみても分かるように、市民協働をキーワードとする「市民・事業者と市が共通の目標に向かい、手をたずさえて環境保全の取り組みを推進するための計画」であることと言っても過言ではない。



市内に残る田園風景

また、計画の基本理念は「一人ひとりが環境について考え、環境の保全・回復・創造に自ら積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然が共生できる社会をつくる」ことである。そして、八王子がめざす理想の環境をイメージした望ましい環境像は、「未来へ

つづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち」と設定している。

いずれも、豊かな自然に恵まれた八王子の環境を守り、人が自然と共生できる社会づくりをめざすものであり、4つの基本目標を掲げている。

(3) 5つの重点取り組みと行動計画

望ましい環境像の実現を確かなものとしていくため、5つの重点取り組みを設定した。

具体的には、水、みどり、ごみ・資源、大気、環境教育・環境学習の5つの分野における前期5年以内に着手、実行する市民・事業者及び市の取り組みである。その選定にあたっては、以下の4点を考慮した。

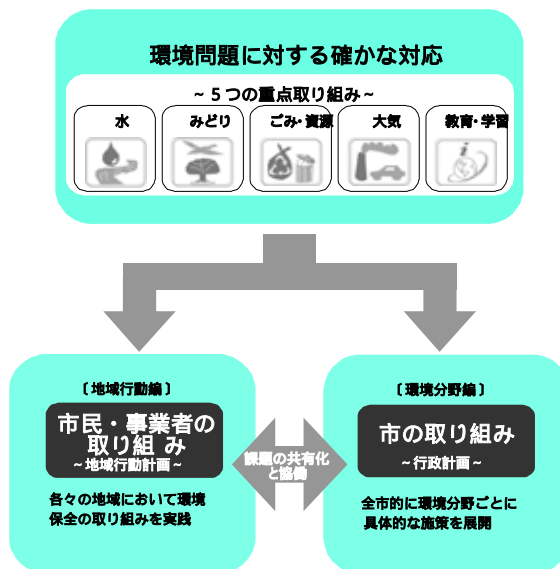
早急に着手しないと手遅れになるもの

一つの取り組みが複数の分野の環境改善に効果があると思われるもの

即効性はないが、さまざまな取り組みの基盤となるようなもので、今すぐ着手しておく必要があるもの

市民・事業者が共通して取り組むべき重要課題であるもの

そして、その基盤となるのは、市民・事業者の取り組み(地域行動計画)と市の取り組み(行政計画)であり、これらが両輪となって八王子の環境保全に取り組んでいくこととしている。



環境保全への取り組み概念図

(4) 計画の進行管理

計画の進行管理についても、やはり協働の視点から市民・事業者の役割と市の役割を明確にしている。

まず、5つの重点取り組みと市の施策となる環境分野編については市が、市民・事業者の地域行動編については市民・事業者が主体となってそれぞれ年1回点検・評価を行い、最終的には、環境推進会議で整合を図り、計画全体の点検・評価（進行管理）を行うしくみとなっている。

点検・評価及び見直しの結果は、環境白書や市のホームページで毎年度公表していく。各地区の環境市民会議の活動結果についても、地域行動編として、各地区が開設するホームページに公表していくことになっている。

4. 環境市民会議の活動

(1) 環境市民会議の設置

市域を6つに分けた環境保全推進地区を設定し、それぞれの地区で市民及び事業者が自発的に環境保全活動を実践する組織として、平成14年7月に環境市民会議が立ち上げられた。

環境市民会議は、各地域の中の環境に関心の低い人の意識や行動を変え、幅広い参加による活動の積み重ねにより地域の環境改善を図るといふ、その地区の重要な推進力となるのである。具体的には、地区毎に目標を定めて年次計画を立案し、主体的に活動するとともに、その活動結果を評価し、必要に応じて計画を見直すことを基本に進行管理を行いながら、地域における計画の実現をめざし環境保全活動に取り組んでいる。



環境市民会議6地区の区域

(2) 活動の支援

今日の環境問題を解消していくためには、一人ひとりが環境問題について正しく理解し、「誰もが環境に配慮して生活しているまち」をつくる必要がある。それは、環境市民会議の活動を通じて、地域における市民・事業者による自発的な環境保全活動が活発に行われることにより実現される。

そのための支援策として、市は環境指標「ちえっくどう」を作成（平成15年3月）するとともに、環境保全に関する専門的知識や指導力を有する人材の育成にも取り組んでいる。また、誰もが自主的に環境について学び、そして活動する機会を確保するため、北野余熱利用センター2階に環境学習室「エコひろば」を開設（平成17年1月）した。今後は機能の拡充と一元化された環境情報の提供を図っていくこととしている。



以下、それらの取り組みについて詳述する。

環境指標「ちえっくどう」の表紙

5. 地域における環境保全活動への支援策

(1) 「ちえっくどう」の作成

環境指標「ちえっくどう」は、平成14年度に市と中央大学との協働で作成した。「ちえっくどう」の目的は、次の2つである。

「ちえっくどう」を手引書として、一人ひとりが、身近な環境を把握し、環境を守るためにはどのように行動すればよいかを理解し行動するきっかけとなること
「ちえっくどう」により環境の現状や環境保全行動を診断（環境診断）した結果に基づき、環境市民会議を中心とした地域における環境保全活動の内容の点検・評価・見直しにつなげていくこと

この指標では、環境を8分野に分類し、

- ・「身近な環境を観察して診断する方法」
 - ・「環境をよくするためのとりくみ」
 - ・「環境がよくなることでのメリット」
- をそれぞれ例示してある。

また、指標を難易度により

- 難易度 1 環境への行動や意識についての質問
- 難易度 2 自宅や事業所の周辺観察
- 難易度 3 道具や専門的な知識が必要なもの

の3段階に区分している。

(2) 環境診断士の養成

「ちえっくどう」を活用する際に、専門的な立場から適切な指導・助言ができる人材として、「環境診断士」を養成している。環境診断士の具体的な役割は、環境市民会議のメンバーとして地域の環境保全活動を行い、「ちえっくどう」を活用する際に環境指標や診断方法、環境診断の結果やデータの分析活用について専門的にアドバイスすることである。環境診断士養成講座は平成14年度から毎年度実施し、16年度までに83名を認定している。認定された診断士は、次期講座以降の実習講師や運営スタッフとして講座運営に関わっている。

(3) 「ちえっくどう」の活用

環境市民会議では「ちえっくどう」を活用して、次のような環境診断を実施している。平成15年度は難易度1を中心に各地区ごとに独自の診断を行い、16～18年度は、中央大学との協働により、同大の文部科学省補助対象「現代的教育ニーズ取組支援プログラム事業」の一環として、環境診断に取り組んでいる。具体的には、環境市民会議において、16年度は難易度1を中心に、17年度は難易度2、3を中心に環境診断を実施し、同大がその診断結果を環境市民会議の活動に活かすという視点から分析している。

そのほか、市民センターまつりなどにおいても、「ちえっくどう」による診断を行っている。さらに、平成16年度には、環境診断士自身により「ちえっくどう」を活用する際に参考とするための解説書の作成を行った。その中では、現行の「ちえっくどう」の指標についての課題も抽出された。15・16年度に「ちえっくどう」をより使い易いものとするため、17年度には環境診断士による「ちえっくどう」部分改訂と簡易診断シートの作成を行った。簡易診断シートは短時間で回答できるた

め環境フェスティバルなどのイベントで多くの人に体験してもらうことが可能である。簡易診断シートの活用で、「ちえっくどう」の普及促進につなげたいと考えている。

「ちえっくどう」による地域の環境診断は、まだ様々な可能性を模索している段階ではある。今後、環境市民会議を中心に、環境診断士により環境診断の方法を確立し、地域の環境保全活動の発展につなげていきたいツールである。

(4) 環境学習リーダーの養成

地域住民が一体となって環境活動への取り組みを推進するためには、活動を支援する人材を育成する必要がある。環境



八王子の自然観察・浅川見学

市民会議の活動を適切に支援するための人材として、「八王子市環境学習リーダー」を平成14年度より養成しており、現在93名を認定している。

環境学習リーダー養成講座は、企画段階から市内在住の東京都環境学習リーダーの参画を得てその経験を活かし、講座内容や講師の選定を行うとともに、講座開催中も東京都環境学習リーダーがスタッフとなり、受講者のサポートなど運営に関しても非常に大きな役割を担った。

その後、東京都環境学習リーダーと1期生により、自発的に自主活動グループが設立され、八王子市環境学習リーダー養成講座の担い手として深く関わることとなった。

2期、3期の認定者も数多くこの会に入会し、環境学習リーダー養成講座は、市民との協働事業の理想形とも言える事業へと発展している。



グループ研究 発表



緑地保全活動体験

市民と協働企画した講座は、環境について広く学ぶことができるよう、基礎から専門的な内容に及ぶ多岐にわたる大学教授等による座学講義と、実践行動へとつなげることを重視し、八王子の自然観察や緑地保全活動体験などの実習を取り入れた講座となっており、開催期間約7か月、開催日数20日間と非常に内容の濃いものであり、他市に類を見ないものになっている。また、講座の一番の特徴は、受講者5名程度が各テーマでグループを結成し、論文形式のグループ研究書を作成することにある。受講者は論文を作成するため、受講日とは別に自主活動日を設け、精力的に取り組んで完成させている。このグループ研究は、自発的な活動を行う際の動機づけとなり、重要な講座科目となっている。



高尾山山頂での実習風景

「受講者自ら調べ、考え、学び、行動する」、まさに環境保全活動を自ら体験し、地域のリーダーとして活躍する基礎を培うこととなる。

こうして作成された論文は、地域に密着した課題を的確にとらえ活動の方向性を示す、

すばらしい出来栄であり、市のホームページでも公開しているので、ぜひ、ご覧いただきたい。

環境学習リーダーに認定された後は、各地区の環境市民会議のリーダーとしての役割を担うとともに、環境教育・学習の場においても活躍されることが期待される。具体的には学校での環境教育の講師や自然体験講座の講師役として、環境分野における地域活動の中心的役割を果たしてほしい。

(5) 環境学習室「エコひろば」の開設

(a) 設置目的

市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、地域に根ざした環境保全活動を展開できるように学習機会の提供、情報支援、人材育成・活用、活動の支援が行える場として、その拠点となる環境学習室を整備することとした。市民、町会・自治会、学校、各種団体や事業者がこの学習室に集い、環境への関心を育て多様な人と情報が行き交う場として機能することにより、持続可能な地域環境の形成をめざしている。



環境学習会（活動推進スペース）

(b) 施設の内容

環境学習室は、学習スペースと活動推進スペースから成り立っており、学習スペースではパネル等の展示により、地域の環境の現状や環境市民会議等の環境保全団体の活動状況を紹介している。また、環境関連図書・ビデオ等は、来場した方が誰でも自由に学べるよ

うに閲覧自由となっているほか、地域の環境イベント・講座等や環境情報をポスターやチラシ、パンフレットで提供している。

活動推進スペースには、机、イス、プロジェクター等を配置し、環境学習会なども行えるようになっているほか、環境保全団体が啓発活動などを行う際の資料を作成するために、パソコンや印刷機等も設置している。



環境活動のパネル展示（学習スペース）

（c）市民参画による開設

開設するにあたり、市民が使いやすい施設とするため、市主導の設立ではなく、平成16年11月より町会・自治会、環境市民会議等からなる環境学習室開設準備会において、レイアウトや機能、設置機器、展示物等の内容や利用のためのルールづくり、運営方法等について検討を重ねた。17年1月に開設し、開設記念として「環境学習室オープニングフェスタ」を開催し、約3,500名もの来場者があった。フェスタでは、基調講演をはじめ、各種環境関連団体のブースでイベントを行い、来場者が環境に関心を持つきっかけづくりの場としてその存在意義を示すものとなった。

（d）環境学習・リサイクル推進協議会の設立

17年4月には市民公募により愛称が「エコひろば」に決定するとともに、環境学習・リサイクル推進協議会（以下「協議会」という）が設立された。設立の目的は、地域における環境学習やごみ減量・リサイクル啓発事業を推進するとともに、環境学習室及びリサイクル工房を活用して、市民の環境保全等に対する意識の高揚を図り、地域に根ざした市民の



環境学習室オープニングセレモニー

自発的な環境保全活動を展開することである。協議会は、「エコひろば」の充実をはじめ、今後の展開に向けた活動のあり方などを検討するため、月1回定例会を開催している。

平成17年度は、協議会主催による啓発事業やイベントの開催により、活動推進スペースの利用者は、年間約3,000名となった。

協議会主催による夏休み親子イベント等は市民が講師となり、市民が参加するという、まさに市民のための施設となりつつある。

今後は、協議会が中心となり、「エコひろば」の利用促進のための方策検討、環境学習講座企画・運営の実施、及び、市民のための啓発事業の展開など、施設の運営にあたり、一人でも多くの市民の方々に環境に関心を持ってもらえるきっかけづくりの場となり、地域での活動の活性化につながることを期待する。



市民講師による夏休み親子省エネ教室

6. 市民協働による環境保全活動のさらなる充実に向けて

(1) 地域に根ざした活動であるために

現在、市は環境市民会議を中心に市民と協働で八王子市環境基本計画の実現に向けて各種の施策推進に取り組んでいる。環境政策は総論レベルで市民との合意は得られやすい。しかし、実はさらに突っ込んだ各論レベルにおける政策展開や個別政策の実行段階で市民合意を得ながら協働を進めていくことこそ、市の環境政策の課題である。

一方、市民・事業者側も、「地域の環境は地域で守る」という意識で、自分たちで地域の環境を把握し、計画をたてて活動し、その成果や結果を見て改善していくことが求められる。

その担い手としての役割を環境基本条例では環境市民会議に位置付けている。その活動の中でいかに多くの地域住民を巻き込み、一人ひとりの環境への意識啓発から行動改革を実現できるか、そこが「市民の自発的な環境保全活動」への大きなカギである。

6地区の環境市民会議が発足し、3年が経過した。各地区の地域性を活かした活動は年々定着しつつあるが、一方で環境市民会議という組織の存在意義を再確認する時期にもきている。

環境市民会議は市民・事業者に広く開かれた組織であるが、活動に参加する会員が増えていないのが現実である。行政ではできない、個人でもできない、地域の環境市民会議ならできるということを情報発信し、生きがいにつながる活動を地域にPRしていくことが求められる。

そして、地域に根ざした環境保全活動を行っていくためには、町会・自治会との連携が不可欠である。従来、町会・自治会でも地域の環境美化活動や生活排水対策、ごみ減量対策等の環境活動に自主的に取り組んできた。その実績と町会・自治会のもつ地域のネットワークが、環境市民会議の地道な啓発活動とリンク(タイアップ)することによる相乗効果を期待したい。

また、環境市民会議では、環境を広くとらえたうえで身近な個々の問題を見つめる視点

が必要である。

各地区には、例えば、ごみ・水・大気・自然・みどりなどそれぞれ分野ごとの部会がある。各部会の活動では、個々に関心のある個別的なテーマから環境問題を見てしまう傾向があり、地域での活動が偏ることが懸念される。

環境問題に関心のある市民には、それぞれの分野で活動する際にも、総合的な視点をもって地域の環境をとらえてもらえるとありがたい。

さらに組織の拡充を図るためには、リーダーシップを発揮して動ける人材の確保が不可欠である。リーダーのもと、地域に根ざした環境保全活動を地道に進め、高齢者から子どもまでのあらゆる年齢層で、環境への意識をもち行動する人を増やしていくという半永久的に続く大きな目的に向かって、進み続けるためにも。

(2) 市の役割

3年前に比べ、着実に市民参加が進み、市民・事業者と行政とのパートナーシップによる環境保全への取り組みのしくみが確立された。しかし、そのしくみがより一層成熟するためには、市民・事業者も行政も参加やパートナーシップの経験を積み、対話を重ねていかなければならない。時間はかかるかもしれないが、お互いが信頼し合い、呼べば応えるような関係をつくっていけるものと確信している。

市はこうした関係を築くためにも、今後とも環境市民会議の活動に対し、人材育成や学習の機会・場の提供、環境情報の提供、活動のための補助金交付など、できる限りの支援をしていくとともに、各地区、各主体と町会・自治会、地域住民をつなぐコーディネーター役に徹し、地域の環境保全活動の充実をめざす必要がある。

平成16年度環境市民会議活動報告

八王子市環境市民会議

本稿は、設立3年目となり活動の充実が図られつつある環境市民会議による、平成16年度の各地区からの報告をそのまま掲載したものです。

1. 中央地区環境市民会議

(1) 環境の現状

水質や大気が年々改善されている反面、河川への不法投棄や不必要なアイドリング、又駅周辺の放置自転車やたばこのポイ捨てはなかなか減らないのが現実である。更に市民への意識啓発活動が必要と感じている。



第十小学校での
省エネ教室

一方、小学校での省エネ教室など活動を重ねるごとに、ごみの減量や省エネに対する地域の方々の意識が高まり、関心を持ってもらえるようになってきている。

(2) 活動内容

湧水調査の結果、6つの湧水池を確認した。河川清掃では、ペットボトルや缶、自転車の不法投棄が目立ったものの、減少傾向にはある。不法投棄が減れば河川水質が向上するため、今後は町会と協働で河川パトロール等を行いたい。

大気汚染の簡易測定を地区内18町会、31か所で年3回行ったが、汚染は横ばい状態だった。汚染要因の1つである交差点の混雑具合などについては、「街中ウォッチング」でデータの積み上げを行っていく。

多賀神社は、巨木が残っている最たるもので、これを保全するため、境内の除草・清掃活動に参加した。また、生産緑地を保全するため、梅園の保全・管理作業を行った。

道路アドプト活動では、ドウダンツツジとハナミズキを補植した。まちのみどりや美観、

ポイ捨てなどの実態を歩いて調査する「街中ウォッチング」を実施し、快適指数を町会単位で調べたほか、グリーンマップを作成するためのデータ収集を行った。



多賀神社の巨木

市民センターまつりや町会のお祭り、あるいは八王子まつりや環境フェスティバルなどで「ごみを減らそう」環境セミナーや環境コーナーを開催し、市民の意識向上が図れた。

2. 北部地区環境市民会議

(1) 環境の現状

ごみ有料化による不法投棄が懸念され「巡回パトロール」を行った結果、山間部などで多くの不法投棄を発見した。回を重ねるごとに改善が見られたが、今後は地域住民の監視の目を広げ、不法投棄されない環境づくりが必要と感じた。

また、小規模開発が継続的に行われ、年々緑地が減少していることから、みどりを保全する施策や制度などを設け、保全していく必要性を感じた。

(2) 活動内容

谷地川にウグイやアユが戻り、子どもたちが水に触れて遊べる川を目指し、水質調査を滝山橋下や新旭橋下など6地点で毎月実施しているほか、清掃活動を呼びかけている。今後は、地域での関心を高めるため、水質の調査結果を地域に発信し、更なる河川水質改善

への啓発を行っていく。

みどりは、水と同様に生物の生息の基盤となることから、みどりの拠点である滝山公園、小宮公園、粟の須緑地等に不法投棄されないよう巡回調査した。

今後、巡回パトロールを継続すると共に、地域住民への啓発活動を行っていききたい。

また、地区のみどりの保全や史跡を中心に作成した「環境マップ」を活用し、地域住民が環境について関心が持てるよう啓発に努めるとともに、野鳥や野草の観察グループと連携をとって環境活動を充実させたい。



環境マップ

ごみ有料化が実施され、ごみ減量の意識を高めるために清掃工場を見学し、改めてごみ減量の必要性を実感すると共に、地域住民に啓発するため、加住と石川の両市民センターまつりにおいてパネル展示した。

簡易カプセルによる大気汚染測定を、国道16号バイパスや滝山街道などの幹線道路を中心に20～30か所の地点で年4回行い、環境フェスティバルで発表した。この結果をもとに、保全活動へ反映させていきたい。

3．西部地区環境市民会議

(1) 環境の現状

山地等の多様な地形、多くの湧水、浅川の支流と源流域をかかえ、多様な生物が生息する環境は、市内でも有数の自然に恵まれた地域であるが、農林業の衰退や高齢化での植林地の荒廃、また道路整備等の遅れ、慢性的な渋滞や不法投棄など、苦情も多くなっている。

今後は、豊かな自然と良好な生活環境を維持するために、一人ひとりが環境について考え、日常生活から変えていくことが求められ

ており、地域との協力が重要となっている。

(2) 活動内容

北浅川と大沢・野堀川合流点で水質と水生昆虫指標の調査を行い、上流域ではカジカやヘビトンボ類等の水生生物が多く確認された。一方、大沢川と野堀川の合流点では透明度が悪く、臭いも発生して水質が悪化している。

湧水調査では28か所確認することができ、継続調査していく。今後は、自然観察や水質調査、湧水マップの拡充、町会等との協働により河川流量確保など、良好な水循環を確保するための活動を展開していく。

里山景観の回復を目指した活動で、谷戸田や雑木林が荒廃していく実態を知り、環境保全への関心や意識が高まっている。また、活動には、土地所有者や地域の理解と協力が不可欠であると実感した。

簡易カプセルを使用した大気測定を、楢原、四谷等の交差点と沿道の17地点で年間2回実施した。城山大橋交差点では環境基準値を超え、その他の地点でもこれに近い数値を記録しているが、その原因として交通量の増加と右折レーンや右折信号があげられる。今後は、調査範囲や調査回数を拡充していきたい。また、圏央道八王子北インターの開通が予定されていることから、大気を継続的に測定し、比較ができるよう資料を作成していく。

北浅川流域の不法投棄の摘発を、高尾警察署と連携して行った結果、事業系の不法投棄が多く見られた。不法投棄を減らすため、警告看板の設置要請、巡視範囲の拡大や実態の調査、さらには、既存の不法投棄マップの更新をしていく。また、ごみ有料化が実施されたことにより、家庭ごみの分別と排出量の削減を呼びかけるほか、町会などと連携・協力して資源ごみのリサイクル運動を推進した。今後も、さらなるごみの分別徹底とリサイクル推進の啓発・広報活動やごみ削減の事例紹介を行っていく。

11月には、地域交流も視野に入れ、恩方農村改善センターにおいて「西部地区の環境を考える」シンポジウムを開催した。

4. 西南部地区環境市民会議

(1) 環境の現状

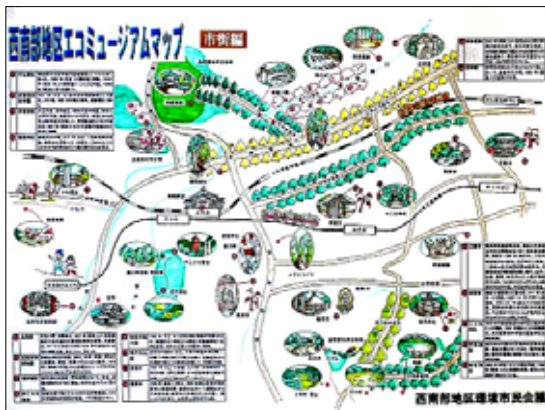
高尾山を中心とする豊かなみどりに恵まれた地区である。しかし、大気や河川などの、一部で汚染がみられるほか、山間部には家電製品等が多く不法投棄されている。

また、圏央道による景観の大きな変化があり、今後は騒音や大気汚染発生等の環境影響を監視していく必要がある。

主な活動として、「エコミュージアム構想」の検討があり、計画段階からの行政・市民・事業者での協働が必要である。また、市民センターでの啓発活動や、いちょう祭りでのごみ分別指導など、積極的に進めている。

(2) 活動内容

エコミュージアム構想（地域まるごと博物館）による、地域環境計画づくりに取り組むため、法政大学現代福祉学部の馬場憲一教授を招き「エコミュージアム研究会」を開催した。また、西南部地区エコミュージアムガイドマップ「市街編」を作成し、横山南及び浅川の市民センターまつりと同文化祭に参加し、エコミュージアムガイドマップの展示と携帯版の配布を行った。



エコミュージアムガイドマップ

さらに、エコミュージアムガイドマップ「高尾編」がほぼ完成し、今後は多くの方々に環境への関心を持っていただくため、町会や商店街、地域市民団体等との交流を深めていきたい。高尾山の自然環境を保全するため、人工林や雑木林の景観写真を定期的に記録し

ながら経年変化を追っていくとともに、「環境指標植物」について勉強会を開催したほか、里山保全活動の支援の一環として、殿入池の沢の現状写真撮影や不法投棄を調査し、不法投棄を多数発見した。

また、地域のみなさんに里山を知っていただくこと、6月に「池の沢に虫を増やす会」との協働で「里山と虫観察会」を開催した。

今後は、里山ボランティアの方々と連携し、自然観察会を開催し里山保全を進めるほか、不法投棄調査やその対策の検討を行っていく。

南浅川水系（案内川、小仏川、初沢川、南浅川、山田川）と湯殿川水系（大船川、殿入川、湯殿川）において、パックテストによるCOD値、亜硝酸等の測定を定期的に行っている。今年度の特徴的な結果として、館町団地近くの殿入川で下水道普及によるものか、COD値がかなり改善された。湯殿川水系は全般に汚れており、南浅川なども毎回きれいというわけではなく変動がある。今後は、水質マップなどを作成し、家庭からの生活雑排水流入を減らすための啓発活動を進めるほか、南浅川では多摩御陵より下流の一部区間で、春先に川が完全に枯れる現象が起きており、注視していきたい。

町田街道、甲州街道及び幹線道路の大気汚染を監視するため、12か所で二酸化窒素測定を行った。二酸化窒素濃度は、0.03ppm以下を目標としたいが、地区内には0.05ppm以上の箇所がいくつもある。主な箇所は、渋滞の多い町田街道と甲州街道の交差点、町田街道消防署横、高尾駅南口など。課題は、自動車からの大気汚染の実態を、市民全体に理解してもらうことである。



いちょう祭りでの分別活動

身近な環境診断を行うための「ちえっくどう」を活用してごみの出し方などを調査したり、有料化に先立って、実物を利用した新しい分別方法のパネルを作成し、横山南・浅川両市民センターで啓発活動を行なうとともに、いちょう祭りでは、「エコネットワーク・八王子」と協働で、来場者や出展事業者への分別指導を行った。

地区内全体のごみ不法投棄など現地踏査を行ったが、山林や人目のない場所に家電製品や粗大ごみ、事業系ごみがみられた。街中では、自動車を路上駐車できる道路(多摩御陵参道、八王子医療センター前等)で、車からの雑誌や缶やペットボトル、タバコのポイ捨てが目立つ。これらごみの不法投棄の多発地帯は概ね把握しマップを作成した。

今後は、隣接した西部地区環境市民会議との連携も進め、具体的な対策を行っていく。

5. 東南部地区環境市民会議

(1) 環境の現状

大塚山公園から御殿橋までを「絹の道」として指定、その大塚山公園は歴史と自然にふれあう散策路の拠点であることから、美しくする活動を始めた。



大塚山公園での美化活動

河川の水質は上流部の汚れを含めてほぼ横ばい状態であり、不法投棄が原因で水質汚濁につながっていることなどから、啓発していく必要がある。

ごみ有料化後、「ごみ事典」が多く活用され、住民の分別に関する意識も高まったが、道路などへのポイ捨てはなかなか減らず、更なる意識の高揚を図っていく必要がある。

大気では、北野の一部地域で道路構造上の問題もあり汚染されていることから、行政への働きかけを強く求めていく必要がある。

(2) 活動内容

浅川、山田川、湯殿川、兵衛川計 11 か所の

水質調査と河川環境を行った結果、湯殿川、兵衛川の上流部でCOD値3以上を示したが、この情報を由井と北野市民センターで発表。また、河川の一斉清掃を行い、浅川と湯殿川から大量のごみを引き上げた。今後も水質調査や清掃活動を行っていくと共に、「ちえっくどう」を使った調査を実施し、地域に関心を持ってもらうための啓発活動を継続していく。

5月に絹の道勉強会、7月には郷土史研究家と絹の道の散策会と勉強会、また10月には大塚山公園のアドプト登録を行い



絹の道(大塚山公園付近)

「大塚山公園を美しくする活動」を開始、荒れ果てていた歴史公園は見違えるほど美しくなった。

絹の道を中心とした歴史と自然にふれあう散策マップを作成し、市民センターまつりや環境フェスティバル、エコひろばの展示など啓発活動を行った。今後は、御殿山尾根道を道路アドプトにより自然散策路として整備し、このマップを活用して住民が気軽に参加できる散策会を行っていききたい。

ごみと資源物の分別を分かりやすく説明した「ごみ事典」を作成、環境フェスティバルで展示したほか、8月にアクティブ市民塾(注1)で説明会を実施すると共に、由井と北野の市民センターまつりに出展した。

ごみ有料化の実施により、分別への関心は非常に高く、「ごみ事典」の活用が図れたことから、今後は、この事典を電子データで配信できるよう、また「分別で間違いやすいもの集」のデータ収集の検討を行っていく。

地区内6駅の周辺道路をモデルに、ごみ拾い・ごみカウントを秋・冬の2回実施したが、今後、この結果を環境フェスティバルやエコひろばで発表し、住民への啓発に努めたい。また、「まちを実際にきれいにする動き」につながるしくみを検討し、展開した結果を、ポスター等にして当該利用者に周知したい。

16号バイパスにおける年4回の大気の大気簡易測定結果は、環境基準を大幅に上回る箇所も多数でたが、大型車が24時間昼夜を問わず

通行し、渋滞することが要因と考える。

この結果は、八王子環境フェスティバル、由井・北野市民センターまつりで展示した。

また、NO₂、CO₂の汚染防止策の一環として「ケナフ」の栽培を試みており、一般住民の環境汚染に対する関心度を高めるため、更に啓発に努めたい。

6．東部地区環境市民会議

(1) 環境の現状

南側は多摩ニュータウンとして新たな街並みを、北側は多摩丘陵が東西に走り、みどりの景観をそれぞれ形成し、また生態系は多摩丘陵の里山を維持することで守られている。

残された里山を守ろうと、自然観察会を開いたり、保全活動に参加したりしているほか、雑木林等における不法投棄の現状を把握するため実踏を行ったが、ごみ有料化後に多少増えたので、引き続き現状把握していきたい。

大気と水は6地区に関わることで、測定や水系マップ作成などは共同で進めたい。

(2) 活動内容

里山環境を保全・再生・支援するために、自然観察会を「多摩丘陵の自然を守る会」の協力を得て、春と秋の計3回実施した。



巨樹調査

また、「全国雑木林・多摩」の活動に参加したほか、巨樹調査を実施したなかさくらの品種調査も行った。巨樹等の調査の終了には3・4年程度かかると思われるが、継続的に調査活動をしていきたい。

不法投棄を把握するため、ニュータウンの主に未開発地や雑木林を中心に、5月、7月、11月と現地を歩いた結果、粗大ゴミや事業系のごみなどが多数見られたが、特にごみの有料化実施直後は、不法投棄量が増えたので、今後もごみの不法投棄の現状を把握し、不法投棄を減らすための住民・事業者への啓発と

市への提案を行っていくことが必要である。

また、南大沢市民センターまつりでは、ごみの分別にかかわる展示や説明、ごみ減量の啓発キャンペーンを行った。なお、ごみの有料化が始まったことで、住民の関心は非常に高くなった。

協力体制の確立のため、地区内の環境関連団体等との交流を図り、南大沢駅周辺で活動する団体との連携がとれたが、今後は、環境市民会議への参加を呼びかけたい。



水質調査を行った大栗川と大田川の合流付近

1月には、中央大学と「ちえっくどう」を使った身近な環境診断を、また6月には「全国水環境マップ実行委員会」や「浅川流域市民フォーラム」などの

協力による水系マップの作成を行ったが、今後は、大栗川と大田川に流入する下水の実態調査を行うと共に、地域住民の方々に対し水質汚濁の原因を作る有機物や有害物等を含む生活排水を抑制するよう啓発していきたい。

市内における大気汚染の簡易測定を、他の環境市民会議と協力し、データ収集したが、昨年と比べ変化はほぼ横ばいであった。今後も、連携を図りながら継続していきたい。

また、自動車やバイクについては、アイドリング・ストップの励行、低公害車の購入・使用、ディーゼル車の排出ガス規制や利用を控えるなど広く啓発していく。

ぜひ、皆さんも活動に参加し、地域の輪を広げていただきたい。

注

- 1) 市が、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会に委託して、月1回実施している市民活動啓発講座。市民活動を実践している市民が講師となり活動報告を行う。また、各講座終了後には、参加者の情報交換の場として交流の時間も設けている。

高尾山学園の取り組みについて

教育委員会学校教育部主幹 小海 清秀

1. 設置の理由（背景）

平成 16 年 4 月に開校した不登校児童・生徒のための体験型学校「八王子市立高尾山学園小学部・中学部」について、教育委員会事務局の取り組みを中心に報告する。

まず、「なぜ不登校対策が必要か」、「なぜ高尾山学園が必要か」という背景から説明したい。平成 13 年度の国の不登校児童・生徒数（小・中学生）は 138,722 名であり、在籍児童・生徒数に占める割合は 1.2%であった（東京都は 1.21%）。同年度、本市の不登校児童・生徒数は、607 名（1.44%の割合）であった（図表 1）。当時の本市の不登校対策としては、八王子市教育センター内に総合教育相談室、適応指導教室、相談学級を設置するとともに、夏休みを利用した体験の取り組み「チャレンジ体験スクール」活動や学習活動指導補助者の配置等の取り組みを行っていたが、不登校児童・生徒は増加傾向にあった。

当時、不登校問題に強い関心を寄せていた黒須隆一市長から、「私塾」でも良いから不登校児童・生徒が登校できるしくみを検討せよ、との指示があった。

2. 設置までの取り組み

教育委員会では国・東京都の調査資料の収集、小・中学校や児童・生徒へのアンケート等実態把握を行い検討を重ねた結果、不登校児童・生徒への支援策として、習熟度別学習や多様な体験活動、伝統文化、芸術感覚等を体得できる小中一貫教育の場「高尾山学園小学部・中学部」（ジュニアマイスター・スクール）を設立する構想を定めた。

平成 14 年 4 月、教育委員会に新校開設準備担当 3 名（主幹 1 名、主査 1 名、主事 1 名）を配置し、設置に向け準備を始め、東京都とも調整を重ねたが、教育課程（学校における教科内容）等の弾力化については、現行法（学校教育法）の中には不登校対応を目的とした項目がなく、実現が難しい状況にあった。

そのような状況の中、小泉内閣による構造改革特別区域（特区）構想が示され、平成 14 年 12 月に「構造改革特別区域法」が成立した。この法律は、地方自治体の自発性を最大限に尊重し、活性化を図る目的で、地域の特性に応じた規制の特例措置を適用することを定めたものである。この法律の適用により、膠着

図表 1 平成 13～16 年度 不登校児童・生徒数

年度	八王子市		国		東京都	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
16	613 人	1.45	123,317 人	1.14	9,321 人	1.08
15	615 人	1.46	126,212 人	1.15	9,550 人	1.1
14	573 人	1.36	131,252 人	1.2	9,955 人	1.15
13	607 人	1.44	138,722 人	1.2	10,538 人	1.21

出所：各年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より

状態にあった「高尾山学園」構想が進展していく。

平成 14 年 5 月、教育委員会内部で「ジュニアマイスター・スクール(仮称)検討委員会」を立ち上げ、開校までに会議を 21 回開催し、新校設立に向け詳細な検討を行った。

平成 14 年 8 月に八王子市の構想「不登校児童・生徒に合った教育課程の実現」のため、国の構造改革特区推進室等とのヒアリングや調整を重ね、以下の 3 項目について特区構想に沿った規制緩和の提案を行った。

教育課程の編成(学校教育法施行規則第 24 条 1 項、第 53 条)

授業時数(同 24 条の 2、第 54 条)

教育課程の基準(同第 25 条、第 54 条の 2)

具体的には、

教科の一部を変更する

年間総授業時数を減らす(年間 980 時間を小学校 910 時間、中学校 945 時間に減、さらに 17 年度では小中学校ともに 805 時間まで減)

指導内容の一部について学習指導要領の基準によらない編成をする

ことである。

平成 15 年 4 月 1 日に構造改革特別区域計画申請を行い、同月 21 日に「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」として第 1 号の特区認定を受けた。

平成 15 年 6 月、学校設置条例を改正し、市内小・中学校に「高尾山学園小学部・中学部」を加えた。

平成 15 年 10 月、事前準備を目的に「プレプレ教室」を教育センター内に設置した。週 3 日開設し、期間は 12 月までとした。まったく新しい概念の学校の創設であり、不登校児童・生徒が集団となった時のかわり方を探るとともに、(転)入学希望者の数的状況を推計するための試みでもあった。プレプレ教室の参加者は 39 名であり、体験学習や交流を主とした活動を行った。その後、平成 15 年 12 月、高尾山学園の設置届が東京都教育委員会に受理された。

周知については、平成 15 年 8 月に市民への説明会を市内の市民センター、事務所で合計 6 回実施したほか、9 月 10 日に開設記念講演

会を八王子市芸術文化会館(いちようホール)で実施した。「不登校の子どもたちへのかかわり」を演題とし、講師には当時の文化庁長官で臨床心理学者の河合隼雄氏を迎えた。参加者は 705 名であった。平成 16 年 1 月に校長発令(小・中学校長兼務)及び中学部教頭発令、2 月に小学部教頭発令を行った。その他の教職員の発令は 4 月 1 日に行われた。

児童・生徒の募集については、市内小・中学校への通知や市広報・パンフレットの配布、ホームページ掲載により周知を行った。新聞等マスコミでも取り上げられた。当初の(転)入学希望者の見込みは 50 名程度と予想したため、市内だけでなく市外からの希望者(区域外就学)も受け入れることとした。しかし、実際は予想をはるかに越える入学者を迎えることとなり、以後、市内在住者のみの受け入れとなった。

平成 16 年 1 月から 3 月までの期間、「プレ開校」を実施した。参加者数は当初は 92 名、さらに第 1 期募集の 50 名を加え、総計 142 名にのぼった。

プレ開校終了後、入学判定を経て転入学手続を行う(高尾山学園は正規の学校として認可されたものであり、転学により在籍校から高尾山学園へと籍を移すことになる)。

高尾山学園の設置場所については、学校統廃合の結果廃校になっていた館町の旧殿入小学校とし、校舎については平成 15 年度中に耐震工事を含む全面改修を行った。本校を印象付ける校舎壁面の絵画(写真)も公募を行い、東京純心女子大学の学生の図案に決定し、同時に改修工事を行った。



高尾山学園校舎壁面絵画

3. 高尾山学園の概要

児童・生徒数の推移は、開校時（平成 16 年 4 月現在）には 119 名（小学部 16 名、中学生 103 名、内市外入学者は 42 名）でスタートし、それ以降の推移は、同年 10 月に新規転入者を加え 129 名、16 年度末（41 名の中学卒業生を数えて）127 名（16 年度は年度途中に 1 回、後期開始時に受け入れを行った）。在籍者数は、随時多少の転出者はあるため変動するが、16 年度は延べ 131 名が高尾山学園に籍を置いた。

開校 2 年目である 17 年 4 月は 105 名で始まり、同年 9 月に 116 名、18 年 1 月現在 128 名となっている。

学校の特色としては、小学部・中学部の連携した教科指導のほか、職員体制についても、一般の小・中学校よりも充実したものとなっている。様々な課題をもつ児童・生徒に指導を行き届かせるためには、通常の学校以上に職員が必要であるが、教員数は正規の学校分しか配置されない（東京都の学級編成基準どおりの配置数となる）ため、不足する人員は市費で嘱託員、講師、臨時職員（アシスタントティーチャーやメンタルサポーター）として補うこととなり、教師をめざす人材を募集した。

カリキュラムの特色としては、前述した授業時数の軽減のほかに、TT（チームティーティング）と個別学習指導（講師や学習指導補助者による複数指導制や、個別の学習課題に沿った指導）を行うほか、特色ある授業内容として、体験講座（火曜日、木曜日の午後は外部からの講師を招いて体験を中心とした活動を行っている。17 年度のプログラムは、外部講師分は、「伝統陶芸」、「華道」、「ピアノレッスン」、「旬の料理」、「銀細工」、「絵手紙」「将棋・囲碁」、海外青年協力隊帰国者により、世界の国々を紹介する「世界国めぐり」、そして新聞・雑誌でも報道されたレッスンプロの指導が受けられる「ゴルフ」である。教職員が講師となるのは、「硬式テニス」、「バドミントン」、「ソフトボール」、「バレーボール」、「フットサル」、「園芸」、「合唱」、「家造り」、「マンガイラスト」、「ウッドクラフト」、「福祉体験」と児童・生徒の興味を誘う多彩なメニュー

ーが用意されている。）や、SSP（ソーシャルスキルアッププログラム：社会性を培い、円滑な人間関係を築くことを目的とした授業）も行っている。

特別活動としては、「プレイルーム」の活動が挙げられる。登校意欲を高めるために児童館の機能を付与した学校内の「居場所づくり」の方策である。児童厚生員 2 名（男女各 1 名）を配置し、児童・生徒が自由に出入りでき、リラックスのための様々な「遊び」が用意されている場所を設置した。

平成 17 年度からは中学 2、3 年生に生徒自身の選択による年間を通じてのコース制を導入した（Bコース ベーシックコース：基礎的な学習内容 - 実技教科に重点、Cコース チャレンジコース：発展的な学習内容 - 3 教科に重点）。

4. 出席率について

16 年度の高尾山学園の年間平均出席率は 64%であった。16 年度中 30 日以上欠席した児童・生徒は、131 名中 65 名と高い比率であるが、その内容は大きく改善されている。統計上の不登校であっても以前と比べて出席率の改善は著しい（図表 2）。この表からは、以前ならばほとんど登校できなかつた児童・生徒が、休みながらも登校できている様子がうかがえる。

5. 卒業生の進路について

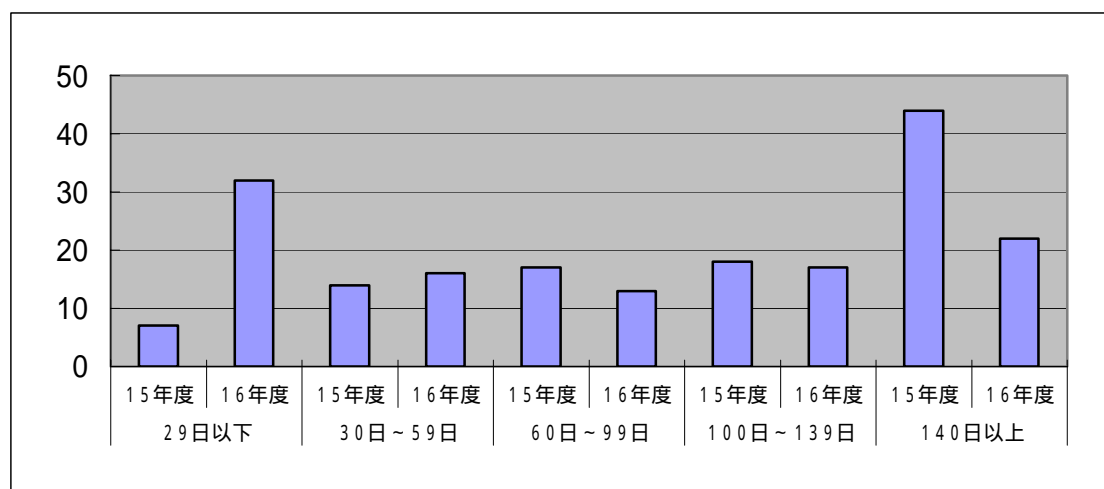
第 1 回中学部卒業生（41 名）の進路先は、以下のとおりである。

- 都立学校 17 名（全日制、夜間定時制、通信制）
- 私立学校 12 名（全日制、昼夜間定時制）
- 高等専修学校 5 名
- 就職 1 名

その他 6 名（アルバイト、家事手伝い）

なお、小学部卒業生 11 名はそのまま中学部へ進学した。高尾山学園は進路に関する検討材料とするため、卒業後の追跡調査も行っている。

図表2 平成15・16年度 欠席日数比較(%)



また、第1回卒業生の卒業にあたっての高尾山学園へのメッセージの一部がホームページ上に掲載されているので、率直な感想をぜひお読みいただきたい。

6. 成果と課題

高尾山学園の取り組みの成果としては、国の教育施策に大きな影響を与えたことが挙げられる。国は学校教育法施行規則を一部改正して、高尾山学園において実践した不登校のための教育課程の弾力化に関して、特区制度によらなくても、文部科学大臣が「不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する指定要項」に基づき指定することにより、実施できることとなった。平成17年7月、高尾山学園は自動的にこの指定を受け、特区から外れることになった。このことは、高尾山学園の積極的な取り組み全体が国に評価され、今回の一連の動きに繋がったものと考えている。また、高尾山学園でようやく登校できるようになった児童・生徒が100名以上いるということが何よりの成果と言えるのではないかと。

課題としては、最新(16年度)の資料でも、本市の不登校児童・生徒数は613名と依然多いため、高尾山学園以外の不登校対策との一層の連携が必要となる。

その不登校対策の核となるのが「登校支援センター」である。教育センター内に設置され、各学校の不登校または不登校の徴候を示

す児童・生徒の個別データを集計し、支援に活かそうとする構想である。すでに一部試行を始めており、18年度中には本格的な活動を行う予定である。

現在、この「高尾山学園」の積極的な取り組みは、現場の校長を始めとする教職員・スタッフ等の献身的な働きにより維持され、有効に機能している。今後も安定的に、さらに大きく不登校児童・生徒を温かく受け入れ、支援する場として発展するべく、教育委員会の事務局としても、力を注いでいきたい。

参考文献

- ・ 八王子市『平成17年度 実践報告会紀要 高尾山学園の試み』2005年

(こうみ きよひで)